第四十八条第一項	中央防災会議	中央防災会議、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会
（略）	（略）	（略）
規則一一―四（職員の身分保障）	、防災庁及び復興庁	中央防災会議、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会
第七条の二第五項	及び防災庁	中央防災会議
第十一条		
規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）	防災庁	防災庁、復興庁
第二条第一項		
規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）	防災庁	防災庁、復興庁
第二条第二項第一号		
第二条第二項第二号	第十五条	第十五条、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項

2　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―七（俸給等の支給）別表の規定の適用については、同表中「及び防災庁」とあるのは「、防災庁及び復興庁」と、「防災庁」とあるのは「防災庁／復興庁」とする。

3　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十五　防災庁

組織	官職	区分
防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十三条第一項に規定する職	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種

第四十八条第一項	機関	機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会
（略）	（略）	（略）
規則一一―四（職員の身分保障）	、デジタル庁及び復興庁	機関、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十五条第一項の復興推進委員会
第七条の二第五項	及びデジタル庁	機関
第十一条		
規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
第二条第一項		
規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
第二条第二項第一号		
第二条第二項第二号	第十四条第一項	第十四条第一項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十三条第一項、第十五条第一項及び第十七条第一項

2　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―七（俸給等の支給）別表の規定の適用については、同表中「及びデジタル庁」とあるのは「、デジタル庁及び復興庁」と、「デジタル庁」とあるのは「デジタル庁／復興庁」とする。

3　復興庁が廃止されるまでの間における規則九―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の適用については、同表中

「十四　デジタル庁

組織	官職	区分
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定す	審議官	一種
	参事官	
	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二種